

お知らせ

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書

納付した国民年金保険料は、年末調整や確定申告の際に全額が社会保険料控除の対象となります。日本年金機構から、保険料を支払ったことを証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、控除を受ける際に添付してください。



なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した人の社会保険料控除に加えることができますので、家族宛てに送付された控除証明書を納付した人の申告などに使用してください。

送付時期(予定)

令和6年1月1日～9月30日までの間に納付(過去の保険料や追納分を含む)した人

令和7年2月上旬

025・524・4112

もよおし・講座

救急医療・災害時 支援情報キット

自身の医療情報や緊急連絡先などを用紙に記入し、急病時の救急医療活動や災害時に避難先で支援を受けるときに活用します。用紙に記載した内容に変更があれば随時修正し、最新の状態で更新しておきましょう。出来上がった用紙は筒に入れ、冷蔵庫や非常用持出袋に保管してください。

キットは、65歳以上(令和6年4月1日現在)のひとり暮らし高齢者世帯などに配布しています。

高齢者のみの世帯などで、緊急時に不安があるなどの理由で希望する場合や、新しい用紙が必要な場合は連絡してください。

高年齢者 支援課

052 057 07



ためらわずAEDを使用しましょう

AEDは、突然正常に拍動できなくなった心停止状態の

募集

心臓に電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器です。AEDの電源を入れ、音声ガイドに従えば、電気ショックが必要かどうか判断してくれます。いざというときはためらわず、勇気を持ってAEDを使用しましょう。

設置場所の確認を

AEDは、市の施設のほか多くの民間事業所に設置されており、緊急時に誰でも使用できます。市内の設置場所は、市ホームページで公表しています。普段から設置場所を確認し救命に役立てましょう。

市民の使用にご協力を

市内でAEDを設置し、緊急時の使用と設置場所などの公表にご協力いただける事業所はご連絡ください。

健康づくり推進課

255205711



不審な漂流・漂着船などにご注意を

日本海沿岸では、冬季に多

無料相談

くの木造船が漂着します。



万が一、不審な漂着船などを発見したときは、絶対に近づいたり、触ったりせず、すぐに海上保安庁(118番)へ連絡してください。

025・543・4118

11月は児童虐待防止 推進月間です

子育ての悩みや不安がある場合は、ご相談ください。

こんなことはありませんか?

- 子育てがつらいと感じる。
子どもの行動にイライラして、叩いてしまいたい。
何度言っても言うことを聞かないため、つい怒鳴ってしまう。

専門の職員による訪問や面談、電話での相談のほか、子ども(18歳未満)とその保護者が匿名でも相談できる窓口「親子のための相談LINE」もご利用ください。

地域の皆さんへ

相談・通告は、子どもを守る

るだけでなく、困っている家庭を支援につなげることもなります。子どもの気になる様子は、SOSのサインかもしれない。ためらわず、ご相談ください。

児童相談所虐待対応ダイヤル(189、24時間受け付け、通話料無料)、こども家庭センター(025・520・7490、月・金曜日の午前8時30分～午後5時15分)

一人でも雇っていたら労働保険の加入手続きが必要です

労働者(パート、アルバイトなどを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労働保険・雇用保険)への加入手続きを行うことが義務付けられています。手続きを行っていない事業主は、都道府県労働局へ相談してください。



025・288・3502、上越労働基準監督署または近くの公共職業安定所(ハローワーク)